

# 企業結合により取得した 無形資産と概念フレームワーク

飯 塚 雄 基

## 1. はじめに

本稿は、2018年3月に改訂されたIASB（International Accounting Standards Board；国際会計基準審議会）の概念フレームワークに基づき、現在のIAS第38号（International Accounting Standards No. 38: Intangible Assets）のもとで求められている、企業結合により取得した無形資産の認識のあり方を検討することを目的としている。

現在のIAS第38号のもとでは、企業結合により取得した無形資産は、無形資産の一般的な認識規準に照らしてその認識の是非が判断される<sup>1)</sup>。無形資産の一般的な認識規準とは、無形資産を認識するために充足しなければならない要件であり、従来の概念フレームワークにおける認識規準を基本的にそのまま受け継いだものである<sup>2)</sup>。しかし、2018年3月に改訂された現在の概念フレームワークは、従来のそれとは異なる認識規準を定めており、その

---

1) International Accounting Standards Board, *International Accounting Standards No. 38: Intangible Assets*, IASB, 2017, par. 21 (IFRS財団編、企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳『IFRS®基準 Part A』中央経済社、2018年、A1197頁)。

2) A. Brouwer, M. Hoogendoorn, and E. Naarding, “Will the changes proposed to the conceptual framework’s definitions and recognition criteria provide a better basis for IASB standard setting?,” *Accounting and Business Research*, Vol. 45, No. 5, 2015, p. 551.

影響は無形資産の認識規準を定める IAS 第 38 号にも及ぶものと考えられる。特に企業結合により取得した無形資産は、以下に述べるように、「独特の論理」に基づいてその認識のあり方が定められているため、概念フレームワークの改訂によりいかなる影響を受けるのかを十分に検討する必要がある。本稿では以上のような問題意識に基づき、概念フレームワークの改訂が IAS 第 38 号に及ぼす影響について検討したい。

本稿の構成は次のとおりである。次節では、現在の IAS 第 38 号における企業結合により取得した無形資産の取り扱いを概観する。第 3 節では、改訂された概念フレームワークの認識規準の概要を述べ、もってその認識規準が企業結合により取得した無形資産の取扱いにどのような影響を及ぼすのか検討する。

## 2. 企業結合により取得した無形資産の取扱い

無形資産とは、「物質的実体のない識別可能な非貨幣性資産<sup>3)</sup>」をいう。ここで、貨幣性資産とは「保有している貨幣および固定額または決定可能な額の貨幣を受領することとなる資産<sup>4)</sup>」をいい、資産とは、「(a)過去の事象の結果として企業が支配し、かつ(b)将来の経済的便益が企業へ流入することが期待される<sup>5)</sup>」資源をいう。物質的実体のないこと、すなわち無形であることは、資産の定義を満たすか否かに影響を及ぼすが、資産の存在を否定するものではない<sup>6)</sup>。

無形資産の本質的特徴ともいえるのが識別可能性である。識別可能性はのれんと区別するために要求される特徴であり<sup>7)</sup>、いわばのれんには認められ

---

3) IASB, *op. cit. supra* note(1), par. 8 (IFRS 財団編, 前掲 (注1), A1195 頁).

4) *Ibid.*, par. 8 (同上, A1195 頁).

5) IASB, *op. cit. supra* note(1), par. 8 (IFRS 財団編, 前掲 (注1), A1195 頁).

ない無形資産独自の性質である<sup>8)</sup>。資産が識別可能であるためには分離可能性規準と契約法律規準のどちらかを満たさなければならない<sup>9)</sup>。

分離可能性規準が満たされるのは、「取得した資産が、企業から分離または分割でき、かつ、企業にそうする意図があるかどうかに関係なく、個別にまたは関連する契約ごとに、識別可能な資産または負債と一緒に売却、譲渡、ライセンス、賃借または交換ができる場合<sup>10)</sup>」である<sup>11)</sup>。「取得した無形資産は、取引の頻度が少なくても、また取得企業がその取引に関与しているかどうかに関係なく、当該種類の資産または類似の種類の資産に関する交換取引の証拠が存在する場合には、分離可能性規準を満たす<sup>12)</sup>」とされる。例えば、顧客および申込者リストは、「頻繁にライセンス化されており、よって分離可能性規準を満たす<sup>13)</sup>」という。なぜならば、「被取得企業がその顧客リストには他の顧客リストとは異なる特徴があると考えているとしても、顧客リスト

---

6) なぜならば、資産の本質はその物質的実体ではなく、それがもたらす経済的便益にあるからである (W. T. Baxter, *Inflation Accounting*, Philip Allan, 1984, p. 218.)。なお、無形資産のうち、測定可能なものとそうでないものを区別し、前者を有形無形資産 (tangible intangibles)、後者をのれんと表現する先行研究もある (J. L. Vaughan, Jr., "Give Intangible Assets Useful Life," *Harvard Business Review*, Sep. 1972, p. 128.)。この場合の有形とは物質的実体を指すものではなく、金額により表現することができることを意味するものと解される。

7) IASB, *op. cit. supra note*(1), par. 11 (IFRS 財団編, 前掲 (注1), A1196 頁)。この点は、分離可能性という用語が英国の会計基準 (SSAP 第22号) にいち早く導入されたときから変わっていない (白石和孝『知的無形資産会計』新世社, 1997年, 105-111 頁)。

8) その理由については、International Accounting Standards Board, *International Financial Reporting Standards No.3: Business Combinations*, IASB, 2017, par. BC163, BC165 (IFRS 財団編, 企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳『IFRS®基準 Part C』中央経済社, 2018年, C182 頁)。を参照されたい。

9) IASB, *op. cit. supra note*(1), par. 12(a)(b) (IFRS 財団編, 前掲 (注1), A1196 頁); International Accounting Standards Board, *International Financial Reporting Standards No.3: Business Combinations*, IASB, 2017, par. B31 (IFRS 財団編, 企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳『IFRS®基準 Part A』中央経済社, 2018年, A153 頁)。

10) *Ibid.*, par. 12(a) (同上, 同頁)。

が頻繁にライセンス化されているという事実は、一般に取得した顧客リストが分離可能性規準を満たすことを意味する<sup>14)</sup>からである。しかし、「守秘義務またはその他の取決めにより、企業が顧客の情報を売却、リースまたは交換することを禁止されている場合には、企業結合で取得した顧客リストは分離可能性規準を満たさない<sup>15)</sup>」とされる<sup>16)</sup>。

11) ただし、ここにいう分離可能性は最も狭い意味のそれである。先行研究によれば、会計上の認識に係る分離可能性には次の3つがある (M. Mullen, "How to Value Intangibles," *Accountancy*, Nov. 1993, p. 93; T. Tollington, *Brand Assets*, John Wiley & Sons Ltd., 2002 (古賀智敏監訳『ブランド資産の会計—認識・評価・報告』東洋経済新報社, 2004年, 60-73頁))。第1に処分的分離可能性である。これは、企業(または事業)全体を処分することなく、別個に売却などの処分が可能であることを意味し、まさしくIAS第38号の定める分離可能性規準に当たる。第2に法的な分離可能性である。これは、著作権や商標権などのように法的に分離されていることを意味し、IAS第38号に定める契約法律規準に当たる。第3に測定の実質的分離可能性である。これは、その資産の将来の経済的便益(またはその資産がもたらす利益)を個別に把握することができるがゆえに測定の実質性を確保できることを意味する。第1および第2の実質的分離可能性はいずれも、取得した資産の性質または特徴として分離可能性の意味を捉えようとするものであって測定可能性とは別問題であり (D. A. Egginton, "Towards Some Principles for Intangible Asset Accounting," *Accounting and Business Research*, Vol. 20, No. 79, 1990, p. 194.), 両者はいわば測定可能性の必要条件と位置付けられる (R. Bryant, "The Value of Separable Intangibles," *Accountancy*, Mar. 1989, p. 106; R. Gore and D. Zimmerman, "Is Goodwill an Asset," *CPA Journal*, Vol. 80, No. 6, 2010, p. 48.)。これに対して、第3の実質的分離可能性は、資産を分離可能にするためにはそれが測定できなければならないとの考えに立つものであり、いわば第1または第2の実質的分離可能性にとっての十分条件である (C. Napier and M. Power, "Professional Research, Lobbying and Intangibles-A Review Essay," *Accounting and Business Research*, Vol. 23, No. 89, 1992, pp. 86-88.)。この分離可能性は、ブランドなどの資産計上を否定する論拠とされることがある (P. Barwise, C. Higson, A. Likierman, and P. Marsh, *Accounting for Brands*, ICAEW LBS, 1989, pp. 29-32; P. Rutteman, "Accounting for Brands and Separability," in M. Power, ed., *Brand and Goodwill Accounting Strategies*, Woodhead-Faulkner, 1990, pp. 65-68; M. J. Sherer, "Accounting for Brands-A Review Essay," *British Accounting Review*, Vol. 23, No. 2, 1991, p. 180; M. Renshall, "Accounting for Brands-The Practitioner's Perspective," in J. Murphy, ed., *Brand Valuation, 2nd ed.*, Business Books Limited, 1991, p. 49.)。本稿では、IAS第38号を対象とした考察を行う都合上、第1の実質的分離可能性を前提とする。

12) IASB, *op. cit. supra* note(9), par. B33 (IFRS財団編, 前掲(注9), A154頁)。

13) *Ibid.* (同上, 同頁)。

14) *Ibid.* (同上, 同頁)。

15) *Ibid.* (同上, 同頁)。

一方、契約法律規準が満たされるのは、取得した資産が「契約またはその他の法的権利から生じている場合<sup>17)</sup>」であり、「当該権利が譲渡可能なのかどうかや、企業または他の権利および義務から分離可能なのかどうか<sup>18)</sup>」は問われない<sup>19)</sup>。無形資産が契約法律規準を満たすのは、例えば、車のディーラー、ファースト・フード店、アウトレットおよびプロのスポーツチームに対してフランチャイズが付与される場合、商標権またはサービスマークが登録される場合、技術的な革新が特許によって保護される場合などがあげられる<sup>20)</sup>。

分離可能性規準および契約法律規準はいずれも識別可能であるための十分条件であり、取得した資産がいずれか一方の規準を満たす場合、その資産には識別可能性が認められることになる<sup>21)</sup>。もとより識別可能性が無形資産の本質的特徴といえるかどうかは問題であるが<sup>22)</sup>、いずれにしても IAS 第 38 号では無形資産の定義を満たすために識別可能であることが求められている。

こうした無形資産の定義に該当する項目は様々であるが、IAS 第 38 号では無形資産の具体例について次のように述べられている。

「科学的または技術的知識、新工程または新システムの設計および実施、免許、知的資産、市場知識および商標（ブランド名および出版表題

16) 個別には分離可能性規準を満たさない場合でも、関連する契約または資産もしくは負債との組み合わせによって分離可能となること（例えば預金負債に関連する預金者との関係など）もある（*Ibid.*, par. B34（同上、同頁））。

17) IASB, *op. cit. supra* note(1), par. 12(b)（IFRS 財団編、前掲（注1）、A1196頁）。

18) *Ibid.*（同上、同頁）。

19) 契約法律規準を公正価値会計に関連づけて考察した先行研究としては、次の文献があげられる。Y. Biondi, “The Pure Logic of Accounting A Critique of the Fair Value Revolution,” *Accounting, Economics, and Law*, Vol. 1, No. 1, 2011, p. 25.

20) IASB, *op. cit. supra* note(8), par. BC163（IFRS 財団編、前掲（注8）、C182頁）。

21) 契約法律規準だけを満たす場合の具体例としては、技術特許および関連するライセンス契約があげられる（IASB, *op. cit. supra* note(9), par. B32（IFRS 財団編、前掲（注9）、A154頁））。

22) 飯塚雄基「無形資産の本質に関する一考察」『企業会計』第66巻第2号（2014年2月）。

を含む)のような無形の資源の取得, 開発, 維持または強化のため, 企業は, 資源を使用するあるいは負債を負うことがしばしばある。広範なこのような表題に包含される項目の一般的な事例には, コンピューターのソフトウェア, 特許, 著作権, 映画フィルム, 顧客名簿, モーゲージ・サービス権, 漁業免許, 輸入割当額(量), 独占販売権, 顧客または仕入先との関係, 顧客の忠実性, 市場占有率および市場取引権がある<sup>23)</sup>。

ただし, 上記の「項目のすべてが無形資産の定義, すなわち識別可能性, 資源に対する支配および将来の経済的便益の存在を満たすわけではない<sup>24)</sup>」ので, IAS 第 38 号の適用範囲に含まれる項目が無形資産の定義を満たさない場合には, それを取得するための支出または内部で創出するための支出は, その発生時点で費用として認識される<sup>25)</sup>が, 「その項目を企業結合に伴い取得する場合には, それに関する支出は, 取得日現在で認識されるのれんの一部を構成する<sup>26)</sup>」。したがって, 上記の項目はあくまでも無形資産の定義を満たす可能性のある項目に過ぎないといえよう。

一般に無形資産はその取得形態によって分類される。無形資産の取得形態には外部取得と自己創設があり, 外部取得はさらに個別取得と企業結合に, 自己創設は研究開発とそれ以外に分類される<sup>27)</sup>。いかなる形態により取得する場合であっても, 無形資産には共通の認識規準が適用される。本稿ではそうした認識規準を「無形資産の一般的な認識規準」というが, これは(a)資産に起因する, 期待される将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高いことと, (b)資産の取得原価を, 信頼性をもって測定することができることの2つからなる<sup>28)</sup>。無形資産の一般的な認識規準は, 概念フレームワークにおけ

---

23) IASB, *op. cit. supra* note(1), par. 9 (IFRS 財団編, 前掲(注1), A1195頁)。

24) *Ibid.*, par. 10 (同上, 同頁)。

25) *Ibid.* (同上, 同頁)。

26) *Ibid.* (同上, 同頁)。

る認識規準に基づいており<sup>29)</sup>、そこでは、「将来の経済的便益の蓋然性」および「測定信頼性」という2つの認識規準が定められている。これらは、上記(a)と(b)に符合するものである。したがって以下では、(a)の規準を「蓋然性規準」といい、(b)の規準を「測定信頼性規準」ということにしたい<sup>30)</sup>。

無形資産の一般的な認識規準は、IAS第38号の対象となるすべての無形資産に適用されるので<sup>31)</sup>、企業結合により取得した無形資産にも同様に適用されることになる。したがって、他の取得形態の場合にもそうであるように、企業結合により取得した無形資産のうち、当該認識規準を満たすものは認識され、そうでないものは認識されないはずである<sup>32)</sup>。しかし、IAS第38号は

27) こうした取得形態による分類はあくまでも無形資産の分類方法の一つにすぎない。これは無形資産の一般的な分類方法といわれることもあるが(M. C. Miller and M. A. Islam, *Accounting Theory Monograph No. 7; The Definition and Recognition of Assets*, Australian Accounting Research Foundation, 1988, pars. 6.03-6.07 (太田正博・J. ロック訳『資産の定義と認識』中央経済社, 1992年, 136-140頁)), 研究の背景によっては他の分類方法が採られる場合もある。例えば次の文献を参照されたい。(L. Cañibano, M. García-Ayuso, and P. Sánchez, "Accounting for Intangibles-a Literature Review," *Journal of Accounting Literature*, Vol. 9, 2000, pp. 106-108; T. Diefenbach, "Intangible Resources a Categorical System of Knowledge and Other Intangible Assets," *Journal of Intellectual Capital*, Vol. 7, No. 3, 2006, p. 413; H. Stolowy and A. Jeny-Cazavan, "International Accounting Disharmony-The Case of Intangibles," *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, Vol. 14, No. 4, 2001, p. 482.)。

28) IASB, *op. cit. supra* note(1), par. 21 (IFRS財団編, 前掲(注1), A1197頁)。

29) *Ibid.*, par. 18 and pars. 21-24 (同上, A1197-A1198頁)。

30) これらの規準について、IAS第38号を保守主義と測定の信頼性を特徴する会計基準とみる先行研究もある(J. M. Godfrey, "Editorial: Accounting for Intangibles," *Australian Accounting Review*, Vol. 11, No. 2, 2001, p. 3; A. Wyatt, Z. Matolcsy, and D. Stokes, "Forum: Measurement of Intangibles, Capitalization of Intangibles-A Review of Current Practice and the Regulatory Framework," *Australian Accounting Review*, Vol. 11, No. 2, 2001, p. 22; B. A. Brennan, "Mind over Matter-How Current Accounting Practices Hobble Innovative Companies," *CA Magazine*, Vol. 125, No. 6, Jun. 1992, p. 22など)。

31) すべての取得形態に対して同じ認識規準が適用されるとしても、その結果がすべて同じであるとは限らない。後述する仕掛研究開発の場合のように、外部取得と自己創設とでは適用結果に違いが生じる場合がある。もっとも、このことをどのように評価するのは論者によって異なる(R. N. Sinclair and K. L. Keller, "A Case for Brands as Assets: Acquired and Internally Developed," *Journal of Brand Management*, Vol. 21, No. 4, Feb. 2014, pp. 287-289.)。

そのような取扱いにならなならず、企業結合により取得した無形資産は、無形資産の一般的な認識規準を常に満たすとされ<sup>33)</sup>、そのすべてが認識される。言い換えれば、企業結合により取得した無形の項目を認識するためには、無形資産の定義さえ満たせばよいのである。その理由については次のように説明されている。

まず、蓋然性規準については、取得した無形資産の公正価値<sup>34)</sup>が、資産から生み出される将来の経済的便益が企業に流入する蓋然性に関する期待を反映する<sup>35)</sup>。それは、たとえその流入の時期または金額に関して不確実性があるとしても、企業は経済的便益の流入があると期待していることを意味する<sup>36)</sup>。したがって、蓋然性規準は満たされるという。

しかし、この理由付けは奇妙であるように思われる。なぜならば、蓋然性についての期待が反映されていることと、蓋然性が高いことは別問題だからである。前者は、「経済的便益の流入または流出の蓋然性の程度にかかわらず、取得企業は取得した識別可能な資産および引き受けた負債を認識しなければならない<sup>37)</sup>」ことを意味する。つまり前者には蓋然性が低い場合も含まれる。他方で、後者は、蓋然性の一定の閾値を超えることを意味しており、蓋然性

---

32) N. E. J. Hoegh-Krohn, and K. H. Knivsfå, "Accounting for Intangible Assets in Scandinavia, the U.K., the U.S., and by the IASC: Challenges and a Solution," *International Journal of Accounting*, Vol. 35, Issue 2, July 2000, p. 249.

33) International Accounting Standards Board, *International Accounting Standards No. 38: Intangible Assets*, IASB, 2017, par. BC16A (IFRS 財団編, 企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳『IFRS®基準 Part C』中央経済社, 2018年, C1620頁).

34) IAS 第38号では測定信頼性規準として、「取得原価」を信頼性をもって測定することが求められているが、企業結合により無形資産を取得した場合、その「公正価値」が「取得原価」に該当するとみなされている (IASB, *op. cit. supra note*(1), par. 33 (IFRS 財団編, 前掲(注1), A1199頁))。したがって、企業結合により取得した無形資産には公正価値測定を行うことが求められる。

35) IASB, *op. cit. supra note*(33), par. BC17 (IFRS 財団編, 前掲(注33), C1620頁).

36) *Ibid.* (同上, 同頁); A. Brouwer, M. Hoogendoorn, and E. Naarding, *op. cit. supra note*(2), p. 552.

37) IASB, *op. cit. supra note*(8), par. BC126 (IFRS 財団編, 前掲(注8), C175頁).



が低い場合は含まれない。したがって、IAS 第 38 号における理由付けは必ずしも蓋然性規準が常に満たされることの理由にはなっておらず、むしろ蓋然性規準とは整合しないと考えられる<sup>38)</sup>。もっとも、このことは IASB 自身も認めている。すなわち、「当審議会は、これ（注：蓋然性規準が常に満たされること—引用者）は、フレームワークの資産と負債の認識規準（当該要素の定義を満たす項目は、当該項目に関連する将来の経済的便益が企業にもたらされるかまたは企業から流出する蓋然性が高い場合のみ認識されるべきであると述べている。）と、例えば、企業結合で要求される公正価値測定の間には存在する不一致を明らかにするものである<sup>39)</sup>」とし、IAS 第 38 号に定める企業結合の処理が概念フレームワークに定める認識規準と整合しないことを IASB 自身が認めている。しかし、IASB はこれに続けて、「当審議会は、フレームワークの認識の規準としての蓋然性の役割については、今後の概念プロジェクトの一部として、より一般的に検討すべきであるとの結論に達した<sup>40)</sup>」としており、認識規準との不整合性をさしあたり不問に付す姿勢を見せている<sup>41)</sup>。

38) 一般に無形資産は有形資産よりも将来の経済的便益の不確実性が高いとみられている (S. P. Kothari, T. E. Laguerre, and A. J. Leone, “Capitalization versus Expensing: Evidence on the Uncertainty of Future Earnings from Capital Expenditures versus R&D Outlays,” *Review of Accounting Study*, Vol. 7, 2002, pp. 379-380.)。その意味でも、蓋然性規準が常に満たされるとみるのは困難であるように思われる。なお、測定の信頼性について有形資産と無形資産を比較検討した先行研究には次のようなものがある。H. Bierman, Jr. and R. E. Dukes, “Accounting for Research and Development,” *Journal of Accountancy*, Vol. 139, No. 4, Apr. 1975, p. 53; P. E. Nix and D. E. Nix, “A Historical Review of Accounting Treatment of Research and Development Costs,” *Accounting Historians Journal*, Vol. 19, No. 2, 1992, p. 64; E. S. Hendriksen and M. F. van Breda, *Accounting Theory 5th ed.*, R. D. Irwin, 1992, pp. 628-642; W. S. Upton, Jr., *FASB Special Report: Business and Financial Reporting, Challenges from the New Economy*, FASB, Apr. 2001, pp. 82-93.

39) IASB, *op. cit. supra* note(33), par. BC18 (IFRS 財団編, 前掲 (注 33), C1620 頁)。

40) *Ibid.* (同上, 同頁)。

41) こうした蓋然性規準の取り扱いについては反対意見も示されている (*Ibid.*, pars. DOI-DO3 (同上, C1645 頁))。

他方で、測定信頼性規準については、「企業結合で取得された資産が分離可能であるかまたは契約その他の法的権利から発生している場合には、当該資産の公正価値を測定するのに十分な情報が存在している<sup>42)</sup>」がゆえに、測定信頼性規準は常に満たされるという<sup>43)</sup>。ここで「分離可能であるかまたは契約その他の法的権利から発生している」とは、識別可能であることを意味している。なぜならば、すでに述べたように、資産が識別可能であるのは、分離可能である場合か、または契約その他の法的権利から生じていることをいうからである<sup>44)</sup>。また、識別可能性は無形資産の定義に含まれる本質的な特徴であり、無形資産であることは識別可能であることを意味する<sup>45)</sup>。したがって、取得した項目が無形資産の定義を満たす場合、それらはすべて識別可能であり、かつ測定信頼性規準を満たすことになる。このように、企業結合により取得した無形資産は、その本質的特徴として識別可能性を有しているので、公正価値測定のために十分な情報を利用することができ、測定信頼性規準を常に満たす。つまり、識別可能性は測定信頼性規準を満たすための十分条件として定められている。

その理由についてはIAS第38号に明記されていない。そこに明記されているのは、企業結合により取得した無形資産が常に測定信頼性規準を満たすこと、そしてそれが識別可能性に基づいていることのみであり、識別可能性が測定信頼性を担保する理由は定かではない。それでは、従来の概念フレームワークはどうであろうか。仮にこの点を従来の概念フレームワークを参照して明らかにすることができるのであれば、それと整合的な認識規準を定めているIAS第38号の取扱いにも相応の根拠があるものとみることがで

---

42) IASB, *op. cit. supra* note(1), par. 35 (IFRS 財団編, 前掲 (注1), A1199頁).

43) IASB, *op. cit. supra* note(33), par. BC16A and par. BC19C (IFRS 財団編, 前掲 (注33), C1620-C1621頁).

44) IASB, *op. cit. supra* note(1), par. 12 (IFRS 財団編, 前掲 (注1), A1196頁).

45) *Ibid.*, par. 8 (同上, A1195頁).

きる。そこで従来の概念フレームワークをみてみると、そこには識別可能性という用語が示されていないばかりか、識別可能性の条件である分離可能性または契約その他の法的権利という用語さえも示されていない<sup>46)</sup>。そのため、識別可能性が測定の信頼性に対してどのような影響を及ぼすのかを従来の概念フレームワークから読み取ることは難しい。他方で、現在の IAS 第 38 号が企業結合プロジェクトの成果として次のように改訂された経緯がある<sup>47)</sup>。改訂前の IFRS 第 3 号では、企業結合により取得した無形資産のなかには、信頼性をもって測定できない、つまり測定の信頼性規準を満たさないものもあり、そのような無形資産は認識しないこととされていた<sup>48)</sup>。しかし、その後の改訂によりこのような取扱いは変更され、企業結合により取得した無形資産はすべて信頼性をもって測定できるものとみなされるようになった。その理由については次のように述べられている。

2005 年の企業結合の公開草案を作成するにあたり、当審議会は、公正価値の見積りに相当な判断が必要になるとしても、無形資産をのれんに組み込まずに、公正価値の見積りを基に分離して認識することは、財務諸表の利用者に対してより良い情報を提供することになるという結論を下した。そうした理由により、当審議会は、企業結合で取得した無形資産に関する測定の信頼性の規準を削除する IAS 第 38 号の結果的修正を行うことを提案することを決めた。2005 年の企業結合の公開草案の提

46) ただし、「識別」という用語や「契約」または「法律」という用語は用いられている (International Accounting Standards Board, *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, IASB, 2009, par. 34, par. 35, and par. 57 (IFRS 財団編, 企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳『IFRS®基準』中央経済社, 2009 年, 76-77 頁および 80 頁)。

47) IFRS 第 3 号および IAS 第 38 号の改訂に伴う認識規準の変遷については、IASB, *op. cit. supra* note(33), pars. BC15-BC19D (IFRS 財団編, 前掲 (注 33), C1620-C1621 頁) を参照されたい。

48) *Ibid.*, par. BC19A (同上, C1621 頁)。

案を再審議した際に、当審議会は IAS 第 38 号に対する当該修正を確認した<sup>49)</sup>。

企業結合により取得した無形資産が測定信頼性規準を満たさない場合、その無形資産はのれんに含めて認識されることになり、より良い情報が提供できなくなってしまう。それでは、「本質的に類似した特徴を持つ項目をグループ化し、本質的に異なる特徴を持つ項目を区別することで、財務諸表の分類による分析が促進され<sup>50)</sup>」、それが、「将来のキャッシュ・フローの金額、時期および不確実性を予測するという目的<sup>51)</sup>」に寄与することになるという IASB の立場<sup>52)</sup>と矛盾する結果になる。そうであれば、識別可能性を有する、つまり無形資産に該当する項目については測定信頼性規準を不問に付すことよってのれんとは別個に認識できるようにしようというのである。いうまでもなく、これは結論ありきのご都合主義的な考えであり、理論的な帰結というよりも政策的な帰結である。このように、IAS 第 38 号の取扱いの根拠を従来の概念フレームワークに求めることはできず、むしろ IFRS 第 3 号および IAS 第 38 号に特有の考えに基づくものと考えられる<sup>53)</sup>。

以上のように、IAS 第 38 号では、企業結合により取得した無形資産は常に

---

49) *Ibid.*, par. BC19B (同上, 同頁)。

50) IASB, *op. cit. supra* note(8), par. BC158 (IFRS 財団編, 前掲(注8), C181頁)。

51) *Ibid.* (同上, 同頁)。

52) この IASB の立場を支持する先行研究としては、さしあたり次の文献を参照されたい。M. G. Tearney, “Compliance with AICPA Pronouncements on Accounting for Goodwill,” *CPA Journal*, Feb. 1973, pp. 124-125; J. Sahut, S. Boulerne, and F. Teulon, “Do IFRS Provide Better Information about Intangibles in Europe?,” *Review of Accounting and Finance*, Vol. 10, No. 3, 2011, p. 269.

53) ただし、現在の測定信頼性規準をめぐる立場は、IAS 第 38 号の設定以降、2 度の改訂を経て到達した IASB の結論であり、それらの改訂がなされる以前には、現在とは異なる立場が示されていた。その経緯については、次の文献を参照されたい。梅原秀継「企業結合会計における識別可能性ルールの展開 — 無形資産の認識をめぐる —」『産業経理』第 69 巻第 3 号 (2009 年 10 月), 52-54 頁。

認識規準を満たすとされ、そのすべてが認識される。しかし、その根拠は必ずしも十分なものではなく、むしろ従来の概念フレームワークと不整合であると考えられる。

こうした不整合による影響は、例えば次の仕掛研究開発（IPR&D）の取扱いに現れている。

「本基準および IFRS 第 3 号（2008 年）に従って、その資産が被取得企業の企業結合前の財務諸表上で認識されていたかどうかに関係なく、取得企業は、取得日時点で被取得企業の労働力の相乗効果を除くすべての無形資産をのれんと区別して認識する。これは、被取得企業の仕掛中の研究開発プロジェクトが無形資産の定義を満たす場合には、取得企業はそのプロジェクトをのれんとは区別して資産として認識することを意味する。被取得企業の仕掛中の研究開発プロジェクトは、次の場合に無形資産の定義を満たす。

- (a) 資産の定義を満たしており、かつ
- (b) 識別可能である、すなわち、分離可能であるか又は契約その他の法的権利から発生している<sup>54)</sup>。]

企業結合により取得した資産が仕掛研究開発か否かに関わらず、それが無形資産の定義を満たす以上、財務諸表に認識されなければならない。なぜならば、公正価値による測定の場合には蓋然性規準が充足され、識別可能性が認められる場合には測定の信頼性規準が充足されるからである<sup>55)</sup>。

こうした取り扱いを仕掛研究開発にも適用する理由については次のように述べられている。

---

54) IASB, *op. cit. supra* note(1), par. 34 (IFRS 財団編, 前掲 (注 1), A1199 頁)。

「当審議会は、企業結合において取得された無形資産について、のれんとは別個に認識すべきかどうかを評価するときに、それらの資産について同一の要件を用いるとする、IAS 第 22 号および改訂前の IAS 第 38 号の手法を変更する概念上の正当性を見出すことはできなかった。当審議会は、異なる規準を採用することは、比較可能性と信頼性の両方が低下するので、企業結合で取得された資産について、利用者に提供される情報の有用性を損なうことになるという結論を下した。したがって、IAS 第 38 号および IFRS 第 3 号は、取得企業が、無形資産の定義を満たす取得企業の IPR&D プロジェクトについては、のれんと別個の資産として認識することを要求している。IPR&D プロジェクトが資産の定義を満たし、識別可能となる場合、すなわち分離可能であるか、あるいは契約またはその他の法的権利から発生する場合がこれに該当するであろう<sup>56)</sup>。」

要するに、企業結合により取得した仕掛研究開発に特別な要件を適用する「概念上の正当性」が認められなかったために、企業結合により取得した他の無形資産と同一の要件が仕掛研究開発にも適用されるという<sup>57)</sup>。

しかし、このような取扱いを定めた結果、新たな問題が生じることになっ

---

55) 先行研究の中には、将来キャッシュ・インフローに貢献する可能性が高いことを根拠に仕掛研究開発を資産として認識するよう提案するもの（またはそれを示唆するもの）もある（Z. Deng and B. Lev, “In-Process R&D: To Capitalize or Expense?,” *Journal of Engineering and Technology Management*, Vol. 23, No. 1-2, March 2006, p. 31; M. Ballester, M. Garcia-Ayuso, and J. Livnat, “The economic value of the R D intangible asset,” *European Accounting Review*, Vol. 12, No. 4, 2003, pp. 630-630.）。ただし、それは、「平均的にみれば」将来キャッシュ・インフローに貢献する可能性が高いのであって、「常に」その可能性が高いということではない（*Ibid.*）。こうした研究成果は、仕掛研究開発が資産の定義を充足することを主張するには十分であるが、仕掛研究開発が認識規準を常に満たすと主張するには十分ではないと考えられる。

56) IASB, *op. cit. supra* note(33), par. BC81 (IFRS 財団編, 前掲 (注 33), C1638 頁)。

た。それは、取得したプロジェクトと社内プロジェクトの取り扱いが整合しないという問題（以下、「取得形態間の不整合性の問題」という）である。この点については次のように述べられている。

「IAS 第 38 号修正案公開草案に対するコメント提出者の中には、企業結合で取得した無形資産をのれんから別個に認識すべきかどうかを評価するために、すべてのそうした無形資産に同一の規準を適用することは、企業結合で取得した IPR&D と社内で開始した類似のプロジェクトを異なる方法で処理することになると懸念を示す者もいた。当審議会はこの点については認めたが、これは、これらの取得無形資産をのれんに含める根拠になるものではないという結論を下した。むしろ当審議会は、無

---

57) 他方で、従来の会計基準に定められていた仕掛研究開発の会計処理には経営者による利益操作のおそれがあり (A. Levitt, *The "Numbers Game"*, NYU Center for Law and Business, Sep. 1998.; J. A. Cohen, *Intangible Assets-Valuation and Economic Benefit*, John Wiley & Sons, Inc., 2005, p. 55; J. Lee, E. Lee, K. H. Kim, and D. G. H. Paik, "Acquired In-Process Research Development and Earnings Management," *Australian Accounting Review*, Vol. 28, No. 4, 2018, pp. 582-283.). これへの対応策として仕掛研究開発を資産計上するように規制することが有効だと考えられた (T. D. Dowdell and E. Press, "The Impact of SEC Scrutiny on Financial Statement Reporting of In-Process Research and Development Expense," *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol 23, 2004, pp. 233-242; T. D. Dowdell, S. C. Lim, and E. Press, "Were In-Process Research and Development Charge Too Aggressive?," *Journal of Business Finance & Accounting*, Vol. 36, No. 5-6, Jul. 2009, pp. 547-549; T. D. Dowdell, Jr. and S. C. Lim, "The Effect of In-Process Research and Development Capitalization on M&A and Purchase Price Allocations," *Research in Accounting Regulation*, Vol. 27, No. 1, 2015, pp. 53-55.) とみることできる。ただし、利益操作の可能性 (K. H. Y. Hsu, Y. S. Kim, and K. R. Song, "The Relation Among Target's R&D Activities, Acquirer's Returns, and In-Process R&D in the US," *Journal of Business Finance & Accounting*, Vol. 36, No. 9-10, Nov./Dec. 2009, p. 1193-1198.) および会計基準改正の効果 (A. Clem, A. R. Cowan, and C. Jeffrey, "Market Reaction to Proposed Changes in Accounting for Purchased Research and Development in R&D Intensive Industries," *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, Vol. 19, No. 4, Oct. 2004, pp. 421-425; T. Sougiannis, "Discussion-Market Reaction to Proposed Changes in Accounting for Purchased Research and Development in R&D Intensive Industries," *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, Vol. 19, No. 4, Oct. 2004, pp. 431-432.) には否定的な見解もある。

形資産は仕掛中の研究プロジェクトに関しては存在せず、本基準の繰延要件のすべてが満たされる場合のみ、仕掛中の開発プロジェクトに関しては存在するとする本基準の結論について、再検討する必要があることを指摘している。当審議会は、そうした再検討は、企業結合プロジェクトの範囲外であると決定した<sup>58)</sup>（強調一引用者。）

このように、企業結合により取得した項目に対して同一の規準を適用することとした結果（いわば取得形態内の整合性を目指した結果）、企業結合により取得した IPR&D の取扱いと、類似の社内プロジェクトにより取得された項目の取扱いの間に相違が生じることになった（つまり取得形態間の不整合性が生じてしまった<sup>59)</sup>）。この点について IASB は、企業結合により取得した無形資産の取り扱いよりもむしろ、研究開発費の認識規準に問題があり、将来的にはこの認識規準を再検討する必要があるとしている<sup>60)</sup>。したがって、取得した外部のプロジェクトと社内プロジェクトの取り扱いが整合しないことを認めつつも、それを不問に付しているというのが現状である<sup>61)</sup>。その結果として、研究により生み出された資産は、それが企業結合により取得される場合には「すべて認識される」のに対して、自社の研究により取得される

---

58) IASB, *op. cit. supra* note(33), par. BC82 (IFRS 財団編, 前掲 (注 33), C1639 頁)。

59) ただし、こうした見解は取得形態間で同一の認識規準が適用されることを前提としたものである。一方で、自己創設（つまり社内プロジェクト）に対しては、企業結合の場合よりも「はるかに厳格な (much more stringent)」規準が適用されていると解する立場からすれば、取得形態間で異なる認識規準が適用されるとの見解が導かれるであろう (L. Austin, “Accounting for Intangible Assets,” *University of Auckland Business Review*, Vol. 8, No. 1, 2007, p. 67.)。なお、同様の見解は次の文献にも示されており、そこでは、IAS 第 38 号 (の公開草案) の定めについて、自己創設の場合には企業結合の場合よりも保守的な認識規準 (relatively conservative recognition criteria) が適用されるとしている (American Accounting Association’s Financial Accounting Standards Committee, “Response to IASC Exposure Draft E60, Intangible Assets,” *Accounting Horizons*, Vol. 12, No. 3, Sep. 1997, pp. 314-316.)。

60) IASB, *op. cit. supra* note(33), par. BC82.



場合には「すべて認識されない」という、正反対の結果がもたらされることになる。このようにIAS第38号における企業結合により取得した無形資産の取り扱い、他の取得形態による無形資産の取り扱いとの不整合という問題を引き起すに至っている<sup>62)</sup>。

以上のように、従来の概念フレームワークのもとでは、IAS第38号に定める、企業結合により取得した無形資産の取扱いに十分な根拠を見出すことはできなかった。IAS第38号では、公正価値測定の性質により蓋然性規準が充足され、また、識別可能性の存在が十分な情報を担保するために信頼性規準が充足されるとしている。しかし、従来の概念フレームワークに照らして考えてみると、公正価値により測定する場合でも蓋然性規準が充足されないケースは存在し、また、識別可能性が満たされることは信頼性規準が充足されるための十分条件とみることはできない。したがって、IAS第38号の取扱いは従来の概念フレームワーク、ひいては無形資産の一般的な認識規準と整合しない。その結果、仕掛研究開発の取り扱いについて取得形態間の不整合が生じてしまっている。

それでは、先般改訂された現在の概念フレームワークのもとではどうであろうか。IAS第38号の取扱いは新しい認識規準と整合するであろうか。次節ではこの点を検討したい。

---

61) もっとも、研究開発費をめぐる取得形態間の不整合性ももたらす問題点（またはそれを示唆する他の問題点）は従来から指摘されている。例えば次の文献を参照されたい。R. Jennings and R. B. Thompson II, “Accounting for Intangibles in the United States,” *Issues in Accounting Education*, Vol. 11, No. 2, 1996, pp. 491-493; C. Eckstein, “The Measurement and Recognition of Intangible Assets Then and Now,” *Accounting Forum*, Vol. 28, 2004, pp. 153-155; A. A. Sommer, “Where are the Fig Newtons,” *Accounting Horizons*, Jun. 1989, p. 94; A. M. Clem and C. G. Jeffrey, “Is It Time For A New Accounting of R&D Cost?,” *Strategic Finance*, Aug. 2001, p. 55.

62) こうした取得形態間の不整合性については、次の文献に詳しい。Z. Deng and B. Lev, *op. cit. supra* note(55), pp. 22-24; 白石和孝「第5章 無形資産の評価」(小松章編著『現代の財務経営〈6〉経営分析・企業評価』中央経済社、2009年、所収)、134-136頁。

### 3. 現在の認識規準と IAS 第 38 号の整合性

現在の概念フレームワークにおける認識規準の詳細についてはすでに別稿で述べたところであるので<sup>63)</sup>、ここでは、その概要を簡潔に述べたうえで現在の認識規準と IAS 第 38 号の整合性を検討したい。

#### 3.1 認識規準の意義

財務諸表の構成要素の定義を満たす項目を認識するためには認識規準を満たさなければならない。資産または負債が認識されるのは、当該資産または負債、およびその結果として生じる収益、費用または持分変動を認識することによって財務諸表利用者に対して、目的適合性があり、かつ忠実な表現を提供する情報を提供する場合である<sup>64)</sup>。したがって、構成要素の定義を満たす項目を認識するためには、目的適合性および忠実な表現という2つの要件からなる認識規準を満たさなければならない。

#### 3.2 認識規準と目的適合性

認識規準を構成する第1の要件は、目的適合性である。目的適合性のある財務情報は、利用者の意思決定に影響を及ぼすことができるが<sup>65)</sup>、それは、財務情報が予測価値、確認価値またはその両方を持つ場合である<sup>66)</sup>。そして、財務情報が予測価値を持つのは、その情報が利用者による将来のアウトカムの子測に用いられるプロセスに対するインプットとして用いることができる

---

63) 飯塚雄基「自己創設無形資産と概念フレームワーク」『福岡大学商学論叢』第64巻第2号(2019年9月)。

64) International Accounting Standards Board, *Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB, 2018, par. 5.7.

65) *Ibid.*, par. 2.6.

66) *Ibid.*, par. 2.7.

場合であり<sup>67)</sup>、財務情報が確認価値を持つのは、その情報が以前の評価についてフィードバック（確認または変更）をもたらす場合である<sup>68)</sup>。

このように認識のための第1の要件として目的適合性が求められるが、現在の概念フレームワークでは、目的適合性を有する場合よりもむしろ、目的適合性が欠如する場合に焦点が当てられ、その具体的なケースとして、存在が不確実であるケースと、経済的便益のインフローまたはアウトフローの蓋然性（以下、「フローの蓋然性」という）が低いケースがあげられている<sup>69)</sup>。

### 3.2.1 存在の不確実性

存在の不確実性が認められるケースとしては、例えば、ある実体が他の当事者から経済的資源を受領する権利を有するか否かについて言い争いが生じる場合が考えられる<sup>70)</sup>。この場合、経済的資源を受領する権利の存在、すなわち資産の存在は、判決などによって解決されない限り不確実である。他のケースとしては、ある実体の犯罪を他の当事者が申し立て、これに対して補償を求めている場合が考えられる<sup>71)</sup>。この場合、そうした行為があったか否か、実体はその補償にコミットするか否か、または、法律がどのように適用されるかは、不確実である。したがって、補償を求める他の当事者に対し実体が債務を有するか否か、すなわち負債が存在するか否かは、判決などにより解決されない限り不確実である。

このような存在の不確実性が認められるケースに該当する場合、資産または負債を認識することにより目的適合性のある情報が提供されない可能性がある<sup>72)</sup>。

---

67) *Ibid.*, par. 2.8.

68) *Ibid.*, par. 2.9.

69) *Ibid.*, par. 5.12.

70) *Ibid.*, par. 4.13.

71) *Ibid.*, par. 4.35.

### 3.2.2 経済的便益のインフローまたはアウトフローの蓋然性の低さ

他方で、フローの蓋然性が低いケースでも資産または負債の認識が認められない場合がある<sup>73)</sup>。すなわち、「経済的便益のインフローまたはアウトフローの蓋然性が低い場合、資産または負債に関する最も目的適合性のある情報は、起こりうるインフローまたはアウトフローの金額、その時期およびその発生の可能性に影響を及ぼす要因に関する情報となることがある<sup>74)</sup>」とされ、「そのような情報の典型的な記載箇所は注記である<sup>75)</sup>」という。これはやや迂遠な言い回しではあるが、要するに、フローの蓋然性が低い場合、資産または負債を財務諸表に認識するのではなく、注記に記載するのが典型的であるとされる。しかし、フローの蓋然性の低さは、認識規準をサポートするガイダンスと位置付けられているので<sup>76)</sup>、たとえフローの蓋然性が低い場合であっても、認識が認められる可能性も残されている。その具体的なケースとしては、第1に、市場条件による交換取引の場合である。この場合、たとえフローの蓋然性が低いとしても、そのことが取得した資産または発生した負債の原価に反映されるのであれば、目的適合性のある情報が提供される可能性があるとしている。第2に、交換取引以外の事象の場合である。この場合には、資産または負債の認識が収益または費用の認識を伴うとされている<sup>77)</sup>。

以上のように、目的適合性が欠如する代表的なケースには存在が不確実な

---

72) *Ibid.*, par. 5.14.

73) ただし、「たとえ経済的便益のインフローまたはアウトフローの可能性が低い場合でも、資産または負債は存在し得る」(*Ibid.*, par. 5.15.) ので、存在の不確実性の問題とは異なる。

74) *Ibid.*, par. 5.16.

75) *Ibid.*

76) インフローの蓋然性について閾値を設けない理由については、International Accounting Standards Board, *Basis for Conclusions on the Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB, 2018, pars. BC5.15-BC5.19 を参照されたい。

77) IASB, *op. cit. supra* note(64), par. 5.17.

ケースとフローの蓋然性が低いケースがあり、それぞれのケースに該当する場合には認識が認められない可能性がある。ただし、次の2点に注意が必要である。第1に、これらのいずれかのケースに該当する場合であっても、ただちに目的適合性が欠如すると判断することはできないという点である<sup>78)</sup>。つまり、いずれかのケースに該当することは目的適合性が欠如するための十分条件ではない。第2に、これらのケースはあくまでも例示に過ぎず、目的適合性が欠如する別のケースが考えられる点である<sup>79)</sup>。このように、存在の不確実性とフローの蓋然性の低さは、目的適合性の欠如を示唆する要因の一つに過ぎず、あくまでも認識規準をサポートするガイダンスと位置付けられている<sup>80)</sup>。

### 3.3 認識規準と忠実な表現

認識規準を構成する第2の要件は、忠実な表現である。すなわち、資産または負債を認識するためには、それがもたらす情報に目的適合性があるだけでなく、忠実な表現と認められなければならない<sup>81)</sup>。提供される情報が忠実な表現に該当するか否かは、その資産または負債に係る測定の不確実性の程度<sup>82)</sup>その他の要因<sup>83)</sup>によって影響を受ける<sup>84)</sup>。測定の不確実性が生じるのは、

78) *Ibid.*, par. 5.13.

79) *Ibid.*

80) IASB, *op. cit. supra* note(76), par. BC5.12.

81) IASB, *op. cit. supra* note(64), par. 5.18.

82) 測定の不確実性が「目的適合性」ではなく「忠実な表現」に影響する理由については、IASB, *op. cit. supra* note(76), pars. BC2.46-BC2.49, 特に par. BC2.48 を参照されたい。

83) 資産または負債の認識が忠実な表現にあたるか否かに影響するその他の要因としては、資産または負債とともに認識される収益、費用および持分変動の描写 (depiction) のあり方、関連する資産および負債を認識するか否か、ならびに当該資産または負債に関する情報の表示および開示という3点があげられている (IASB, *op. cit. supra* note(64), par. 5.25)。

84) *Ibid.*, par. 5.18.

「財務報告書における貨幣額を直接に観察することができず、見積りを行わなければならない<sup>85)</sup>」場合である。反対に、活発な市場があり価格を観察できる場合など<sup>86)</sup>、財務報告書における貨幣額を直接に観察できる場合には、見積りを行う必要がないので測定の不確実性は生じない<sup>87)</sup>。ただし、見積りは財務情報の作成のための本質的な部分であり、見積りそのものは情報の有用性を損なうものではない<sup>88)</sup>。さらに、測定の不確実性が高い場合でも、ただちに情報の有用性が否定されるのではなく、場合によっては忠実な表現が妨げられず、有用な情報を提供することができる<sup>89)</sup>。なぜならば、測定の不確実性は、忠実な表現に影響を及ぼす要因の一つに過ぎないからである<sup>90)</sup>。

それでは、測定の不確実性の高さを理由として認識が否定されるのはどのようなケースであろうか。その一例としては、測定の不確実性が極めて高いケースがあげられる。そのようなケースに該当するのは、キャッシュ・フロー・ベースの測定技法を用いる場合において、例えばアウトカムの範囲が広く、その可能性を見積ることが困難であるなどの理由<sup>91)</sup>により見積りが困難となるケースである。ただし、これもあくまでも一つのケースに過ぎず、さらにいえば、仮にこのケースに該当する場合でもただちに表現の忠実性が損なわれるわけではない。では、このような「測定の不確実性が極めて高いケース」に該当する場合、どのような情報が提供されることになるであろうか。この点についてもいくつかのケースが例示されている。

まず、不確実性の高い見積りに依存する測定値であっても、それが提供さ

---

85) *Ibid.*, par. 2.19.

86) *Ibid.*, par. 6.60.

87) *Ibid.*, par. 2.19; par. 6.62.

88) *Ibid.*, par. 5.19.

89) *Ibid.* ; なお、この立場を支持する先行研究については次の文献を参照されたい。

M. E. Barth, G. Clinch, and T. Shibano, "Market Effects of Recognition and Disclosure," *Journal of Accounting Research*, Vol. 41, No. 4, Sep. 2003, p. 604.

90) IASB, *op. cit. supra* note(76), par. BC5.21.

91) その他詳細については、IASB, *op. cit. supra* note(64), par. 5.20 を参照されたい。

れるケース、すなわち、「最も有用な情報が、その見積りの記述とそれに影響を及ぼす不確実性の説明を伴う、不確実性の高い見積りに依存する測定値となる<sup>92)</sup>」ケースが考えられる。言い換えれば、不確実性の高い見積りに依存する測定値以外に有用な情報が存在しないケースである。こうしたケースに該当する可能性が高いのは、「その測定値が資産または負債の最も目的適合性の高い測定値である場合<sup>93)</sup>」である。すなわち、測定の不確実性の高い見積りであっても、それが最も目的適合性の高い測定値である場合には最も有用な情報として提供される。

一方で、不確実性の高い見積りに依存する測定値が提供されないケースも考えられる。これには2つのケースが考えられ、一つは、不確実性の高い見積りに依存する測定値以外の測定値が提供されるケースである。すなわち、「情報が資産または負債およびその結果として生じる収益、費用または持分変動を十分に忠実に表現しない場合には、目的適合性は劣るものの測定上の不確実性が低い別の測定値が最も有用な情報となることもある<sup>94)</sup>」という。要するに、このケースでは、測定の不確実性が高い測定値ではなく、測定の不確実性が低い別の測定値が用いられることになる。

もう一つは、いずれの測定値も提供されない、つまり認識されないケースが考えられる。すなわち、目的適合性のある測定値がいくつかあるとしても、そのすべてが測定の不確実性の高さに影響を受けるために、資産や負債に関する有用な情報が提供されないケース<sup>95)</sup>がある。このような限定的なケースでは、資産または負債は認識されないという<sup>96)</sup>。

以上のように、測定の不確実性が忠実な表現に影響を及ぼす様々なケース

---

92) *Ibid.*, par. 5.21.

93) *Ibid.*

94) *Ibid.*

95) *Ibid.*, par. 5.22.

96) *Ibid.*

が例示されているものの、それらはあくまでも一部のケースに過ぎず、また、それらのいずれかのケースに該当する場合であっても、忠実な表現である可能性が否定されるとは限らない。したがって、忠実な表現に関する概念フレームワークの規定は、目的適合性に関するものと同様に、判断をサポートするためのガイダンスにすぎないといえよう。

### 3.4 新しい認識規準と IAS 第 38 号の整合性

こうした新しい認識規準は、IAS 第 38 号に定める、企業結合により取得した無形資産の取扱いと整合するであろうか。

すでに述べたように、IAS 第 38 号のもとでは、企業結合により取得した無形資産はすべて認識される。その論拠は、企業結合により取得した無形資産は、その一般的認識規準を構成する 2 つの認識規準を常に満たすからであるというものである。2 つの認識規準とは、蓋然性規準と測定の信頼性規準である。蓋然性規準については、公正価値測定には蓋然性の程度が反映されるためにこれが満たされ、測定の信頼性規準については、識別可能であれば十分な情報が利用可能であるためにこれが満たされるという。このように、IAS 第 38 号のもとでは、公正価値測定の性質および識別可能性という 2 つの論理がそれぞれ、2 つの認識規準を充足するための十分条件として定められている結果、企業結合により取得した無形資産がすべて認識されることになる。

それでは、こうした 2 つの論理は、新しい認識規準を充足するための十分条件とみることができるであろうか。新しい認識規準と IAS 第 38 号の整合性はこの点をどうみるかにかかっているといえよう。すでに述べたように、現在の概念フレームワークのもとでは、上記の認識規準とは異なる別の認識規準、すなわち目的適合性と忠実な表現という 2 つの規準が定められている。目的適合性については存在の不確実性とフローの蓋然性が目的適合性を欠く要因の一つとみられている。このうち、フローの蓋然性については、仮にそ



の程度が低い場合であっても、それが測定に反映される場合には目的適合性のある情報が提供されるとみられている。こうしたために鑑みると、IAS 第38号にいう「公正価値測定は蓋然性の程度を反映する」という論理が現在の概念フレームワークにおける目的適合性という認識規準を充足するための論拠とみることができる。つまり、公正価値測定の性質という論理は新しい認識規準における目的適合性の規準を充足するための十分条件とみることができる。

他方、忠実な表現の規準については、測定の不確実性その他の要因による影響を受ける。たとえ測定の不確実性が高い場合であってもそれは認識を否定する論拠になるとは限らず、あくまでも認識に影響を及ぼす要因の一つとして位置づけられている。また、その他の要因についてもあくまで忠実な表現に影響を与える一つの要素に過ぎないため、その他の要因が認められる場合でも忠実な表現である可能性は残される。このように、忠実な表現は測定の不確実性その他の要因によって影響を受けるが、それがどの程度影響を及ぼすのかはケースによって異なるものと考えられている。それでは、IAS 第38号のもう一つの論理、すなわち「識別可能性により信頼性をもって測定するための十分な情報が得られる」という論理は、この点にどのように関係するのであろうか。現在の概念フレームワークには、識別可能性が忠実な表現にどのように影響を及ぼすのかについては明記されていない<sup>97)</sup>。それどころか、識別可能性という用語は、どのセクションにも用いられていない。その意味では、識別可能性の有無を忠実な表現に影響を及ぼす要因とみることができない。ましてや、識別可能性が認められることで十分な情報が得られる

---

97) なお、結論の根拠(Basis for Conclusions)によれば、「資産が分離可能であるか、または契約または法律上の権利によって生じる場合、当該資産を識別、測定、および記述することがようになる可能性が高い」(IASB, *op. cit. supra* note(76), par. BC4.34)という。仮にこの点が認められるとしても、それは必ずしもIAS 第38号の立場、すなわち識別可能性が認識のための十分条件であるという立場をサポートするものではない。

がゆえに忠実な表現が提供されるというように、識別可能性を忠実な表現のための十分条件とみることは難しい。したがって、識別可能性により信頼性をもって測定するための十分な情報が得られるとする IAS 第 38 号の規定は現在の概念フレームワークと整合するといえず、現在の概念フレームワークのもとでは、識別可能性が認められる場合であっても、認識規準が充足されないケースが存在し得るとみなければならない<sup>98)</sup>。

このように、現在の概念フレームワークのもとでは、「企業結合により取得した無形資産はすべて認識される」と結論付けることはできない。むしろ、「企業結合により取得した無形資産のなかには認識されるものとそうでないものがある」と結論付けなければならない。

### 3.5 不整合を解消するための方策

それでは、こうした不整合性を解消するためにはどうすればよいであろうか。現在の概念フレームワークにおける新しい認識規準のうち、目的適合性については IAS 第 38 号における公正価値測定の性質という論理によってこれを充足することができる。問題はもう一方の忠実な表現という認識規準である。これは IAS 第 38 における識別可能性の論理によっては充足することができなかつた。そのため、忠実な表現という基準を充足するための方策が求められる。これには2つの代替案があるように思われる。第1に、IAS 第

---

98) なお、現在の概念フレームワークについて公開草案が公表されていた段階では「分離可能性」(separability)への言及が見られ、存在の不確実性とかかわりのあるものとして説明されていた(International Accounting Standards Board, *Exposure Draft; The Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB, May 2015, par. 5.15 (企業会計基準委員会訳「公開草案『財務報告に関する概念フレームワーク』」公益財団法人財務会計基準機構, 2015年5月, 51頁).)。しかし、存在の不確実性は目的適合性に影響を及ぼす要因の一つであり、ここで議論しているような忠実な表現に影響を及ぼす要因ではない。したがって、公開草案の規定に基づいて判断するにしても、識別可能性、とりわけ分離可能性が忠実な表現を充足するための十分条件とみることはできない。

38号の立場をそのまま維持するのであれば、現在の概念フレームワークを改訂し、識別可能性の位置付けをはっきりさせる必要がある。具体的には、識別可能性を忠実な表現を担保するための十分条件として明記する必要がある。しかし、現在の概念フレームワークでは識別可能性の意義を再検討しない旨が明記されているので、これは現実的ではないように思われる。他方で、現在の概念フレームワークをそのまま維持するのであれば、IAS第38号における企業結合により取得した無形資産の取り扱いを再検討する必要がある。具体的には、識別可能性が認められる場合であっても、それは必ずしも認識をサポートするものではないため、企業結合により取得した無形資産のなかには、目的適合性と忠実な表現の両方を充足するものもあれば、いずれか一つまたはその両方を充足しないものもあるという立場を明記する必要がある。その場合、仕掛研究開発の取り扱いも再検討を求められるように思われる。現在の取り扱いでは、企業結合により取得した仕掛研究開発のうち、無形資産の定義を満たすものはすべて認識される。そのため、他社の研究による無形資産も企業結合により取得したものであれば認識の範囲に含まれることになる。他方で、企業自らの研究により取得した無形資産はむしろすべて認識されないため、取得形態間に不整合が生じている。そこで、現在の概念フレームワークにおける認識規準を踏まえ、企業結合により取得した仕掛研究開発のうち、認識規準を満たすものは当然に認識され、そうでないものは認識されないという扱いへと変更する。さらには、現在の自己創設無形資産の取り扱いも現在の概念フレームワークに合わせて変更する必要がある。かりに自己創設無形資産の取り扱いを変更しないとすれば取得形態間の不整合は別の形で残ることになる。具体的には、企業結合により取得した仕掛研究開発、とりわけ研究による部分は、認識規準を満たす場合には認識されるが、そうでない場合には認識されない。それに対して、自社の研究による部分は、すべて認識されない。そのため、このままでは単に、企業結合により取得した仕掛研究開発の認識範囲を狭くしただけで、自社による場合との不整合は

解消されない。それではどうすればよいか。自社による場合の取り扱いとは現在の概念フレームワークと整合していない。この点は別稿を参照されたいが、その不整合を解消するためには、自社による場合でも認識規準を満たすものは認識し、そうでないものは認識しないという取り扱いに変更しなければならない。つまり、自社の研究による場合についても現在の概念フレームワークとの整合性を考慮してその取扱いを変更するのである。そうすれば、現在の概念フレームワークとの整合性はもとより、取得形態間の整合性も保たれることとなり、全体として一貫した考えに基づく取り扱いがなされることになる。

上述のように、現在の概念フレームワークにおいても、IAS 第 38 号における企業結合により取得した無形資産の取り扱いの根拠を見出すことはできなかった。IAS 第 38 号に述べられているとおり、公正価値による測定に蓋然性が反映されている場合であれば目的適合性が認められるという立場を維持することはできるが、識別可能性を有することが信頼性のある測定を行うのに十分な情報を用いることができるという立場を維持することはできなかった。そのため、企業結合により取得した無形資産をすべて認識することをサポートする論理は現在の概念フレームワークには用意されていないと結論づけられる。もとより、現在の概念フレームワークにおいて、識別可能か否かは認識または測定上の判断に影響を及ぼす要因としては考えられていないため、このような結論は当然のものといえよう。

#### 4. おわりに

本稿では、現在の概念フレームワークにおける認識規準が、IAS 第 38 号における企業結合により取得した無形資産の取り扱いと整合するかどうかを検討した。具体的には、IAS 第 38 号の取り扱いを支える論理には、蓋然性の程度の公正価値測定への反映という論理と識別可能性がもたらす情報の十分性

という論理の2つがあるが、はたしてこれらの論理が「企業結合により取得した無形資産はすべて認識される」という結論に結び付くのかどうかを検討した。その際のポイントは、この二つの論理が現在の概念フレームワークに定められる認識規準を常に充足するのかがどうかであった。現在の概念フレームワークには認識規準として目的適合性と忠実な表現の2つが定められており、IAS第38号の論理がこの2つの認識規準が常に充足することに結び付くかが問題となったのである。検討の結果、現在の概念フレームワークのもとでは、目的適合性という認識規準が満たされる可能性は高いが、忠実な表現であることをサポートするような定めを現在の概念フレームワークに見出すことは難しいとの結論が得られた。したがって、IAS第38号の取り扱いは、現在の概念フレームワークと整合していないといえよう。こうした不整合を取り除くためには、2つの方策が考えられる。第1に概念フレームワークを改訂すること、第2にIAS第38号を改訂することである。このうち、第1の方策については、現在の概念フレームワークにおいて識別可能性への言及があることからして現実的ではないため、第2の方策を取り、現在の概念フレームワークの認識規準を適用する旨を明記するようIAS第38号を改訂すべきである。

現在のIAS第38号の扱いは、結局のところ、従来の概念フレームワークはもとより、現在の概念フレームワークとも整合していない。そうした不整合の遠因を考えてみると、それはのれんと区別して無形資産を認識したいというIASBの考えにあるように思われる。元来、IASBは、企業結合により取得した無形資産がのれんと区別できるのであれば、それをすべて認識する方が、財務諸表利用者に対しより良い情報を提供できると考えていた<sup>99)</sup>。その区別の可否を判断するための規準として導入したのが識別可能性である。識別可能性は本来、のれんとの概念的な違いを示すものであり、認識の是非

---

99) IASB, *op. cit. supra* note(8), par. BC158 (IFRS財団編, 前掲(8), C181頁)。

を判断するための規準ではない<sup>100)</sup>。そのため、識別可能性は取得した項目を無形資産として認識するための必要条件にすぎず、認識するためにはさらに認識規準を満たすかどうかが問題となる。しかし、仮に取得した無形の項目が無形資産の定義を満たし識別可能性が認められても、それが認識規準を満たさない場合には、せっかく概念的に区別できた無形資産も結局はのれんに含まれることとなる。これはIASBの考えとは矛盾する結果である。こうした矛盾を避けるために案出されたのが、定義（識別可能性を含む）を満たすものはすべて認識規準を満たすものとみなすという取り扱いであった。これは結論ありきの方策であり、必ずしも認識規準との整合性を検討した結果ではない。そのため、企業結合により取得した無形資産の扱いは、概念フレームワークとの不整合性、ひいては他の取得形態（自己創設）との不整合性を引き起こすこととなった。こうしてみると、無形資産を個別に認識させるためにのれんと無形資産を概念的に区別させようという試み自体が当初から誤っていたといわざるをえない。そこには概念的な区別が認識のための十分条件であるという思考プロセスの誤りが潜んでいる。それではどうすればこのようなある種のジレンマから脱却することができるであろうか。それは認識の原則的な考え（資産の定義を満たすからといって認識されるとは限らないという考え）を一貫することを措いて他にないと考えられる。いくら無形資産の重要性が高まってきたからといって原則的な考え方を無視してしまえば、そのしわ寄せが他のどこかにきてしまうのは避けられない。他方で、認識規準を満たさないものはすべてのれんに含めるという取り扱いにも問題がある。この取り扱いによると、二つのタイプの無形資産、すなわち無形資産の定義を満たすものの認識規準を満たさない項目と、そもそも無形資産の定義を満たさない項目を区別することができない。これは、性質の異なるものを区別することによって比較可能性を担保しようとする立場からする

---

100) *Ibid.*, par BC159 (同上, 同頁)。

と問題である。この問題に対処する方法の一つとして開示の充実が考えられる。同じのれんであっても、そこには無形資産の定義を満たすが認識規準は満たさない項目（オフバランスの無形資産）が含まれているという事実を財務諸表本体とは別の手段によって開示すればよい<sup>101)</sup>。

101) もっとも、財務諸表本体への認識と他の手段による開示とで提供される情報の価値に違いが生じるという見解は従来から示されており (K. Schipper, "Required Disclosures in Financial Reports," *Accounting Review*, Vol. 82, No. 2, 2007, pp. 321-324; D. Israeli, "Recognition versus Disclosure Evidence from Fair Value of Investment Property," *Review of Accounting Studies*, Vol. 20, No. 4, 2015, pp. 1491-1492; E. A. Gordon, J. Bischof, H. Daske, P. Munter, C. Saka, K. J. Smith, and E. R. Venter, "The IASB's Discussion Paper on the Conceptual Framework for Financial Reporting: A Commentary and Research Review," *Journal of International Financial Management & Accounting*, Vol. 26, No. 1, 2015, pp. 75-78 など。ただし無形資産会計については反対の見解も示されている (B. Nixon, "The Accounting Treatment of Research and Development Expenditure Views of UK Company Accountants," *European Accounting Review*, Vol. 6, No. 2, 1997, pp. 273-274.)。基準設定主体の概念フレームワークにおいても認識（つまり財務諸表）とその他の手段を区別して捉える見解が示されている。(Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Concepts No. 5: Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises, FASB, 1984, par. 9 (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社, 2002年, 215頁); IASB, *op. cit. supra* note(64), par. 2.2, 5.2, 5.7, 5.14, 5.16 など)。このことは、「測定問題は開示問題に先行する」と表現されることもある (A. Hodgson, J. Okunev, and R. Willett, "Accounting for Intangibles a Theoretical Perspectives," *Accounting and Business Research*, Vol. 23, No. 90, 1993, p. 140.)。したがって、認識できないものはいずれかの手段で開示すればよいとの判断は早計であり、開示するとしてもそれをどのような手段を用いて行うのか検討しなければならない (L. T. Johnson, "Research on Disclosure," *Accounting Horizons*, Vol. 6, No. 1, Mar. 1992, pp. 101-103; E. Jenkins, "An Information Highway in Need," *Journal of Accountancy*, Vol. 177, No. 5, May 1994, pp. 80-82; T. W. Rimmerman, "The Changing Significance of Financial Statements," *Journal of Accountancy*, Vol. 169, No. 4, 1990, pp. 82-83.)。他方で、会計基準などのルールによっていわば開示を強制するよりも、自発的に開示させた方が無形資産などの目的適合性のある情報がより良く市場に伝わるとの見解も従来から示されているため (R. G. Eccles and S. C. Mavrinac, *Improving the Corporate Disclosure Process*, Sloan Management Review, Vol. 36, No. 4, 1995, p. 23.)、その可能性もあわせて検討する必要がある。なお、開示を充実させる方法以外にも、財務諸表の体系を再編成するという方法も考えられる。例えば次の文献を参照されたい。M. Bloom, "Accounting for Goodwill," *Abacus*, Vol. 45, No. 3, 2009, pp. 384-385; R. Brockington, *Accounting for Intangible Assets-A New Perspective on the True and Fair View*, Addison-Wesley Publishers Ltd, 1995, pp. 222-232.

しかし、根本的な問題がもう1つある。それは、のれんは本当に資産なのかという問題である。もとより、のれんは、「その実質と測定方法が混同され<sup>102)</sup>」、あるいは「定義よりも評価に関心が持たれ<sup>103)</sup>」るため、その概念的特徴に考察が及ばないことも少なくない。また、のれんは、「海のものとも山のものともつかないもの<sup>104)</sup>」(fowl nor fish)、「狐火(または鬼火もしくは人をだますもの)<sup>105)</sup>」(Will-o'-the-Wisp)、または「経済的に意味のある解釈ができないもの<sup>106)</sup>」などといわれるように、その概念的特徴を捉えることが容易ではない。さらに、のれんの概念的特徴を考察する際には、その前提となる会計の基本的な考え<sup>107)</sup>を明らかにしなければならない。このように、そもそものれんの概念的特徴を明らかにすることが難しいため、その資産性を明らかに

---

102) L. T. Johnson and K. R. Petrone, "Commentary - Is Goodwill an Asset?," *Accounting Horizons*, Vol. 12, No. 3, Sep. 1998, p. 298; R. S. Gynther, "Some Conceptualizing on Goodwill," *Accounting Review*, Vol. 44, No. 2, Apr. 1964, pp. 254-255; E. S. Hendriksen and M. F. van Breda, *op. cit. supra* note(38), p. 632; W. P. Schuetze, "What is an Asset?," *Accounting Horizons*, Vol. 7, No. 3, Sep. 1993, pp. 68-69.

103) その背景として、従来の会計では、のれんの定義よりも評価の方に関心がもたれてきたという事実を指摘する先行研究もある(G. A. D. Preinreich, "Goodwill in Accountancy," *Journal of Accountancy*, Vol. 64, No. 1, Jul. 1937, p. 28.)。例えば次の文献では、のれんの定義や特徴よりもその評価のあり方こそが会計上の最も重要な問題であると述べられている(W. W. Wernitz, "Intangibles in Business Combinations," *Journal of Accountancy*, Vol. 103, No. 5, May 1957, p. 47.)。

104) H. Falk and L. A. Gordon, "Imperfect Markets and the Nature of Goodwill," *Journal of Business Finance & Accounting*, Vol. 4, No. 4, 1977, p. 443.

105) T. A. Lee, "Goodwill-An Example of Will-o'-the-Wisp Accounting," *Accounting and Business Research*, Vol. 11, No. 43, 1971, p. 318.

106) R. Ma and R. Hopkins, "Goodwill-An Example of Puzzle-Solving in Accounting," *Abacus*, Vol. 24, No. 1, 1988, p. 84.

107) J. K. Curtis, Business Goodwill Conceptual Clarification via Accounting, Legal and Etymological Perspective, *The Accounting Historians Journal*, Vol. 10, No. 2, Fall 1983, pp. 18-19; J. R. Grinyer, A. Russell, and M. Walker, "The Rationale for Accounting for Goodwill," *British Accounting Review*, Vol. 22, No. 3, Sep. 1990, pp. 224-227; S. Kennedy, "Goodwill-There Is No Obvious Solution," *Accountancy*, Feb. 1994, pp. 90-91; Y. Ding, J. Richard, and H. Stolowy, "Towards an Understanding of the Phases of Goodwill Accounting in Four Western Capitalist Countries: From Stakeholder Model to Shareholder Model," *Accounting, Organization and Society*, Vol. 33, 2008, pp. 718-720.



することはさらに難しく、様々な意見の対立がもたらされる<sup>108)</sup>。しかし、のれんの資産性は無形資産との関わり<sup>109)</sup>からして重要性である。本来、無形資産の定義を満たすような項目を取得しても、それが認識規準を満たさないかぎりは資産として認識すべきではない。しかし、そのような項目は最終的にはのれんに含まれてしまうので、結局は資産（の一部）として認識されることになる。いわば資産として認識すべきでない項目が資産として認識されてしまう。その原因は、のれんの測定方法、すなわち支払対価の額と受入純資産の公正価値の差額としてとらえられることはもとより、のれんには資産性がある、すなわち資産の定義を満たすとみなされていることにある。そうであれば、のれんの資産性を否定する、すなわち資産の定義を満たさないものとみなすことによってのれんを費用または損失<sup>110)</sup>（場合によっては資本の直接的な減額<sup>111)</sup>）として処理することができ、資産として認識すべきでない項目を資産として認識してしまうというジレンマは解消される。さらには、識別可能性という概念も不要となる。なぜなら、識別可能性はのれんと無形資産の両者が資産であることを前提としたうえで、それらの概念的相違を明らかにしようとするものだからである。のれんが資産でないとするれば、のれんと無形資産の相違は資産性に求められることになり、識別可能性を無形資産

108) J. B. Canning, *The Economics of Accountancy*, The Ronald Press Company, 1929, p. 38.

109) 会計基準の変遷過程におけるのれんと無形資産の会計処理の密接な関わりについては次の文献を参照されたい。G. Wines and C. Ferguson, "An Empirical Investigation of Accounting Methods of Goodwill and Identifiable Assets 1985-1989," *Abacus*, Vol. 29, No. 1.

110) F. More, "Goodwill," *The Accountant*, Apr. 1891, p. 286; E. Guthrie, "Goodwill," *The Accountant*, Apr. 1898, p. 430; M. C. Miller, "Goodwill-An Aggregation Issue," *The Accounting Review*, Vol. 48, No. 2, 1973, p. 281 など

111) L. R. Dicksee, "Goodwill and Its Treatment in Accounts," *The Accountant*, Jan. 1897, pp. 45-47; L. Spacek, "The Treatment of Goodwill in the Corporate Balance Sheet," *The Journal of Accountancy*, Vol. 117, No. 2, Feb. 1964, pp. 39-40; G. R. Catlett and N. O. Olson, *Accounting Research Study No. 10: Accounting for Goodwill*, New York: American Institute of Certified Public Accountants, 1968, p. 106; J. R. Colley and A. G. Volkan, "Accounting for Goodwill," *Accounting Horizons*, Vol. 2, No. 1, 1988, p. 41 など

の本質的特徴とする必要がなくなる。いわばよりシンプルに無形資産を定義できるようになる。あらためて考えてみれば、識別可能性の要件である分離可能性規準または契約法律規準は、資産の定義を構成する諸要素（支配または経済的便益）の有無を判断するための十分条件としてとらえた方が自然である。あるいは、識別可能性とは、ある項目が無形資産の定義を充足するか否かを判断するための潜在的な規準を明示したものであるとみることもできよう。また、のれんの会計処理で多くの関心を集める償却・非償却（減損の要否を含む）の問題はのれんが資産だからこそ生じる問題である。この問題の根本的な解決策の一つはのれんの資産性を否定することであろう。このように、識別可能性の意義およびのれんの資産性を否定することには一応の利点があると考えられる。しかし、のれんが資産であるという考えはいわば常識と化している。たしかに一部の先行研究にはのれんの資産性を否定する見解も示されているが<sup>112)</sup>、主要な会計基準および先行研究においてのれんが資産の定義を満たすとされているのは周知のとおりである。ただし、資産の定義自体も不変ではなく<sup>113)</sup>、一般のIASBの概念フレームワークの改訂時には、新たな資産の定義が示されたところである。さらに、先行研究の中には、のれんの定義およびその会計処理は時代によって変えていくべきだとの見

---

112) J. E. Sands, *Wealth, income, and intangibles*, University of Toronto Press, 1963, p. 183; R. J. Chambers, *Accounting, Evaluation and Economic Behavior*, Prentice-Hall, Inc., 1966, p. 212; D. S., Eiteman, Critical Problems in Accounting for Goodwill, *Journal of Accountancy*, Mar. 1971, p. 49; W. T. Baxter, *Occasional Research Paper No. 15, Asset Values: "Goodwill" and Brand Names*, Chartered Association of Certified Accountants, 1993; p. 18; Accounting Standards Board, *Financial Reporting Standard No. 10: Goodwill and Intangible Assets*, ASB, 1997, par. b of Summary; Tollington, T., Separating the Brand Asset from the Goodwill Asset, *Journal of Product & Brand Management*, Vol. 7, No. 4, 1998, p. 293 など。

113) 次の先行研究では無形資産の範囲を拡大するべく新たな資産の定義が試みられている。T. Tollington, "What Are Assets Anyway Some Practical Realities," *Management Decision*, Vol. 36, No. 7, 1998, pp. 452-454; T. Tollington, "When Is an Asset not an Asset? Part 3," *Management Accounting-London*, Vol. 75 No. 6, 1997, pp. 52-53.

解<sup>114)</sup>や、IAS 第 38 号の基本スタンス、すなわち、無形資産の重要性の高まりに伴い、可能な限り多くの無形資産をのれんと区別して認識することが財務諸表利用者にとって有用な情報を提供することになるとの立場にさえ否定的な見解<sup>115)</sup>もあり、のれんおよび無形資産をめぐる議論の前提を共有することすら難しい現状にある。このように、無形資産とのれんの問題を合わせて検討すればするほど、その解決策をどこに見出せばよいのか、さらに検討する必要がある。のれんおよび無形資産をめぐる問題は依然として多岐にわたっているが、これらは今後の課題としたい。

### 参考文献

- Austin, L., "Accounting for Intangible Assets," *University of Auckland Business Review*, Vol. 8, No. 1, 2007.
- Accounting Standards Board, *Financial Reporting Standard No. 10: Goodwill and Intangible Assets*, ASB, 1997.
- American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee, "Response to IASC Exposure Draft E60, Intangible Assets," *Accounting Horizons*, Vol. 12, No. 3, Sep. 1998.
- Ballester, M., M. Garcia-Ayuso, and J. Livnat, "The economic value of the R D intangible asset," *European Accounting Review*, Vol. 12, No. 4, 2003.
- Barth, M. E., G. Clinch, and T. Shibano, "Market Effects of Recognition and Disclosure," *Journal of Accounting Research*, Vol. 41, No. 4, Sep. 2003.
- Basu, S. and G. Waymire, "Has the Importance of Intangibles Really Grown? and If So Why?," *Accounting and Business Research*, Vol. 38, No. 3, 2008.
- Baxter, W. T., *Inflation Accounting*, Philip Allan, 1984.

---

114) A. Seetharaman, M. Balachandran, and A. S. Saravanan, "Accounting Treatment of Goodwill: Yesterday, Today and Tomorrow," *Journal of Intellectual Capital*, Vol. 5, No. 1, 2004, p. 150.

115) S. Basu and G. Waymire, "Has the Importance of Intangibles Really Grown? and If So Why?," *Accounting and Business Research*, Vol. 38, No. 3, 2008, pp. 182-186; R. Watts, "What Has the Invisible Hand Achieved?," *Accounting and Business Research*, Vol. 36, No. 1, 2006, pp. 57-58; A. Wyatt and M. A. Abernethy., *Accounting for Intangible Assets: A Conceptual Framework for Measurement and Reporting on Intangible Assets*, Intellectual Property Research Institute of Australia, 2003, pp. 12-14; S. H. Penman, "Accounting for Intangible Assets: There is Also an Income Statement," *Center for Excellence in Accounting and Security Analysis*, June 2009, p. 2.

- Baxter, W. T., *Occasional Research Paper No. 15, Asset Values: "Goodwill" and Brand Names*, Chartered Association of Certified Accountants, 1993.
- Barwise, P., C. Higson, A. Likierman, and P. Marsh, *Accounting for Brands*, ICAEW LBS, 1989.
- Bierman, H., Jr. and R. E. Dukes, "Accounting for Research and Development," *Journal of Accountancy*, Vol. 139, No. 4, Apr. 1975.
- Biondi, Y., "The Pure Logic of Accounting A Critique of the Fair Value Revolution," *Accounting, Economics, and Law*, Vol. 1, No. 1, 2011.
- Bloom, M., "Accounting for Goodwill," *Abacus*, Vol. 45, No. 3, 2009.
- Brennan, B. A., "Mind over Matter-How Current Accounting Practices Hobble Innovative Companies," *CA Magazine*, Vol. 125, No. 6, Jun. 1992.
- Brockington, R., *Accounting for Intangible Assets-A New Perspective on the True and Fair View*, Addison-Wesley Publishers Ltd, 1995.
- Brouwer, A., M. Hoogendoorn, and E. Naarding, "Will the changes proposed to the conceptual framework's definitions and recognition criteria provide a better basis for IASB standard setting?," *Accounting and Business Research*, Vol. 45, No. 5, 2015.
- Bryant, R., "The Value of Separable Intangibles," *Accountancy*, Mar. 1989.
- Cañibano, L., M. García-Ayuso, and P. Sánchez, "Accounting for Intangibles-a Literature Review," *Journal of Accounting Literature*, Vol. 9, 2000.
- Canning, J. B., *The Economics of Accountancy*, The Ronald Press Company, 1929.
- Catlett, G. R. and N. O. Olson, *Accounting Research Study No. 10: Accounting for Goodwill*, New York: American Institute of Certified Public Accountants, 1968.
- Chambers, R. J., *Accounting, Evaluation and Economic Behavior*, Prentice-Hall, Inc., 1966.
- Clem, A. M. and C. G. Jeffrey, "Is It Time For A New Accounting of R&D Cost?," *Strategic Finance*, Aug. 2001.
- Clem, A., A. R. Cowan, and C. Jeffrey, "Market Reaction to Proposed Changes in Accounting for Purchased Research and Development in R&D Intensive Industries," *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, Vol. 19, No. 4, Oct. 2004.
- Cohen, J. A., *Intangible Assets-Valuation and Economic Benefit*, John Wiley & Sons, Inc., 2005.
- Colley, J. R. and A. G. Volkan, "Accounting for Goodwill," *Accounting Horizons*, Vol. 2, No. 1, 1988.
- Courtis, J. K., "Business Goodwill Conceptual Clarification via Accounting, Legal and Etymological Perspective," *Accounting Historians Journal*, Vol. 10, No. 2, Fall 1983.
- Deng, Z. and B. Lev, "In-Process R&D: To Capitalize or Expense?," *Journal of Engineering and Technology Management*, Vol. 23, No. 1-2, March 2006.
- Diefenbach, T., "Intangible Resources a Categorical System of Knowledge and Other Intangible Assets," *Journal of Intellectual Capital*, Vol. 7, No. 3, 2006.
- Dicksee, L. R., "Goodwill and Its Treatment in Accounts," *The Accountant*, Jan. 1897.
- Ding, Y., J. Richard, and H. Stolowy, "Towards an Understanding of the Phases of Goodwill Accounting in Four Western Capitalist Countries: From Stakeholder Model to Shareholder Model," *Accounting, Organization and Society*, Vol. 33, 2008.

- Dowdell, T. D. and E. Press, "The Impact of SEC Scrutiny on Financial Statement Reporting of In-Process Research and Development Expense," *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol 23, 2004.
- Dowdell, Jr., T. D. and S. C. Lim, "The Effect of In-Process Research and Development Capitalization on M&A and Purchase Price Allocations," *Research in Accounting Regulation*, Vol. 27, No. 1, 2015.
- Dowdell, T. D., S. C. Lim, and E. Press, "Were In-Process Research and Development Charge Too Aggressive?," *Journal of Business Finance & Accounting*, Vol. 36, No. 5-6, Jul. 2009.
- Eccles, R. G. and S. C. Mavrinac, "Improving the Corporate Disclosure Process," *Sloan Management Review*, Vol. 36, No. 4, 1995.
- Eckstein, C., "The Measurement and Recognition of Intangible Assets Then and Now," *Accounting Forum*, No. 28, 2004.
- Egginton, D. A., "Towards Some Principles for Intangible Asset Accounting," *Accounting and Business Research*, Vol. 20, No. 79, 1990.
- Eiteman, D. S., "Critical Problems in Accounting for Goodwill," *Journal of Accountancy*, Mar. 1971.
- Falk, H. and L. A. Gordon, "Imperfect Markets and the Nature of Goodwill," *Journal of Business Finance & Accounting*, Vol. 4, No. 4, 1977.
- Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Concepts No. 5: Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises, FASB, 1984 (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社, 2002年).
- Godfrey, J. M., "Editorial: Accounting for Intangibles," *Australian Accounting Review*, Vol. 11, No. 2, 2001.
- Gordon, E. A., J. Bischof, H. Daske, P. Munter, C. Saka, K. J. Smith, and E. R. Venter, "The IASB's Discussion Paper on the Conceptual Framework for Financial Reporting: A Commentary and Research Review," *Journal of International Financial Management & Accounting*, Vol. 26, No. 1, 2015.
- Gore, R. and D. Zimmerman, "Is goodwill an asset," *CPA Journal*, Vol. 80, No. 6, 2010.
- Grinyer, J. R., A. Russell, and M. Walker, "The Rationale for Accounting for Goodwill," *British Accounting Review*, Vol. 22, No. 3, Sep. 1990.
- Guthrie, E., "Goodwill," *The Accountant*, Apr. 1898.
- Gynther, R. S., "Some Conceptualizing on Goodwill," *Accounting Review*, Vol. 44, No. 2, Apr. 1964.
- Hendriksen, E. S. and M. F. van Breda, *Accounting Theory 5th ed.*, R. D. Irwin, 1992.
- Hodgson, A. J. Okunev, and R. Willett, "Accounting for Intangibles a Theoretical Perspectives," *Accounting and Business Research*, Vol. 23, No. 90, 1993.
- Høegh-Krohn, N. E. J. and K. H. Knivsflå, "Accounting for Intangible Assets in Scandinavia, the U.K., the U.S., and by the IASC: Challenges and a Solution," *International Journal of Accounting*, Vol. 35, Issue 2, Jul. 2000.
- Hsu, K. H. Y., Y. S. Kim, and K. R. Song, "The Relation Among Target's R&D Activities,

- Acquirer's Returns, and In-Process R&D in the US," *Journal of Business Finance & Accounting*, Vol. 36, No. 9-10, Nov./Dec. 2009.
- International Accounting Standards Board, *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, IASB, 2009 (IFRS 財団編, 企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳『IFRS®基準』中央経済社, 2009年).
- International Accounting Standards Board, *Exposure Draft; The Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB, May 2015 (企業会計基準委員会訳「公開草案『財務報告に関する概念フレームワーク』」公益財団法人財務会計基準機構, 2015年5月).
- International Accounting Standards Board, *International Financial Reporting Standards No.3: Business Combinations*, IASB, 2017 (IFRS 財団編, 企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳『IFRS®基準 Part A』中央経済社, 2018年).
- International Accounting Standards Board, *International Financial Reporting Standards No.3: Business Combinations*, IASB, 2017 (IFRS 財団編, 企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳『IFRS®基準 Part C』中央経済社, 2018年).
- International Accounting Standards Board, *International Accounting Standards No. 38: Intangible Assets*, IASB, 2017 (IFRS 財団編, 企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳『IFRS®基準 Part A』中央経済社, 2018年).
- International Accounting Standards Board, *International Accounting Standards No. 38: Intangible Assets*, IASB, 2017 (IFRS 財団編, 企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳『IFRS®基準 Part C』中央経済社, 2018年).
- International Accounting Standards Board, *Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB, 2018.
- International Accounting Standards Board, *Basis for Conclusions on the Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB, 2018.
- Israeli, D., "Recognition versus Disclosure Evidence from Fair Value of Investment Property," *Review of Accounting Studies*, Vol. 20, No. 4, 2015.
- Jenkins, E., "An Information Highway in Need," *Journal of Accountancy*, Vol. 177, No. 5, May 1994.
- Jennings, R. and R. B. Thompson II, "Accounting for Intangibles in the United States," *Issues in Accounting Education*, Vol. 11, No. 2, 1996.
- Johnson, L. T., "Research on Disclosure," *Accounting Horizons*, Vol. 6, No. 1, Vol. 177, No. 5, Mar. 1992.
- Johnson, L. T. and K. R. Petrone, "Commentary—Is Goodwill an Asset?," *Accounting Horizons*, Vol. 12, No. 3, Sep. 1998.
- Kennedy, S., "Goodwill—There Is No Obvious Solution," *Accountancy*, Feb. 1994.
- Kothari, S. P., T. E. Laguerre, and A. J. Leone, "Capitalization versus Expensing: Evidence on the Uncertainty of Future Earnings from Capital Expenditures versus R&D Outlays," *Review of Accounting Study*, Vol. 7, 2002.
- Lee, J., E. Lee, K. H. Kim, and D. G. H. Paik, "Acquired In-Process Research Development and Earnings Management," *Australian Accounting Review*, Vol. 28, No. 4, 2018.
- Lee, T. A., "Goodwill—An Example of Will-o'-the-Wisp Accounting," *Accounting and Business Research*, Vol. 11, No. 43, 1971.

- Levitt, A., *The "Numbers Game"*, NYU Center for Law and Business, Sep. 1998.
- Ma, R. and R. Hopkins, "Goodwill-An Example of Puzzle-Solving in Accounting," *Abacus*, Vol. 24, No. 1, 1988.
- Miller, M. C. and M. A. Islam, *Accounting Theory Monograph No.7: The Definition and Recognition of Assets*, Australian Accounting Research Foundation, 1988 (太田正博・J. ロック訳『資産の定義と認識』中央経済社, 1992年).
- Miller, M. C., "Goodwill-An Aggregation Issue," *The Accounting Review*, Vol. 48, No. 2, 1973.
- More, F., "Goodwill," *The Accountant*, Apr. 1891.
- Mullen, M., "How to Value Intangibles," *Accountancy*, Nov. 1993.
- Napier, C. and M. Power, "Professional Research, Lobbying and Intangibles a Review Essay," *Accounting and Business Research*, Vol. 23, No. 89, 1992.
- Nix, P. E. and D. E. Nix, "A Historical Review of Accounting Treatment of Research and Development Costs," *Accounting Historians Journal*, Vol. 19, No. 2, 1992.
- Nixon, B., "The Accounting Treatment of Research and Development Expenditure Views of UK Company Accountants," *European Accounting Review*, Vol. 6, No. 2, 1997.
- Penman, S. H., "Accounting for Intangible Assets: There is Also an Income Statement," *Center for Excellence in Accounting and Security Analysis*, June 2009.
- Preinreich, G. A. D., "Goodwill in Accountancy," *Journal of Accountancy*, Vol. 64, No. 1, Jul. 1937.
- Renshall, M., "Accounting for Brands-The Practitioner's Perspective," in J. Murphy, ed., *Brand Valuation, 2nd ed.*, Business Books Limited, 1991.
- Rimmerman, T. W., "The Changing Significance of Financial Statements," *Journal of Accountancy*, Vol. 169, No. 4, 1990.
- Rutteman, P., "Accounting for Brands and Separability," in M. Power, ed., *Brand and Goodwill Accounting Strategies*, Woodhead-Faulkner, 1990.
- Sahut, J., S. Boulerne, and F. Teulon, "Do IFRS Provide Better Information about Intangibles in Europe?," *Review of Accounting and Finance*, Vol. 10, No. 3, 2011.
- Sands, J. E., *Wealth, income, and intangibles*, University of Toronto Press, 1963.
- Schipper, K., "Required Disclosures in Financial Reports," *Accounting Review*, Vol. 82, No. 2, 2007.
- Schuetze, W. P., "What is an Asset?," *Accounting Horizons*, Vol. 7, No. 3, Sep. 1993.
- Seetharaman, A., M. Balachandran, and A. S. Saravanan, "Accounting Treatment of Goodwill: Yesterday, Today and Tomorrow," *Journal of Intellectual Capital*, Vol. 5, No. 1, 2004.
- Sherer, M. J., "Accounting for Brands A Review Essay," *British Accounting Review*, Vol. 23, No. 2, 1991.
- Sinclair, R. N. and K. L. Keller, "A Case for Brands as Assets: Acquired and Internally Developed," *Journal of Brand Management*, Vol. 21, No. 4, Feb. 2014.
- Sommer, A. A., "Where are the Fig Newtons," *Accounting Horizons*, Jun. 1989.
- Sougiannis, T., "Discussion-Market Reaction to Proposed Changes in Accounting for Purchased Research and Development in R&D Intensive Industries," *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, Vol. 19, No. 4, Oct. 2004.

- Spacek, L., "The Treatment of Goodwill in the Corporate Balance Sheet," *Journal of Accountancy*, Feb. 1964.
- Stolowy, H. and A. Jeny-Cazavan, "International Accounting Disharmony The Case of Intangibles," *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, Vol. 14, No. 4, 2001.
- Tearney, M. G., "Compliance with AICPA Pronouncements on Accounting for Goodwill," *CPA Journal*, Feb. 1973.
- Tollington, T., "When Is an Asset not an Asset Part 3," *Management Accounting-London*, Vol. 75 No. 6, 1997.
- Tollington, T., "What Are Assets Anyway Some Practical Realities," *Management Decision*, Vol. 36, No. 7, 1998.
- Tollington, T., "Separating the Brand Asset from the Goodwill Asset," *Journal of Product & Brand Management*, Vol. 7, No. 4, 1998.
- Tollington, T., *Brand Assets*, John Wiley & Sons Ltd, 2002 (古賀智敏監訳『ブランド資産の会計—認識・評価・報告』東洋経済新報社, 2004年).
- Upton, W. S., Jr., *FASB Special Report: Business and Financial Reporting, Challenges from the New Economy*, FASB, Apr. 2001.
- Vaughan, Jr., J. L., "Give Intangible Assets-Useful Life," *Harvard Business Review*, Sep. 1972.
- Watts, R., "What Has the Invisible Hand Achieved?," *Accounting and Business Research*, Vol. 36, No. 1, 2006.
- Wernitz, W. W., "Intangibles in Business Combinations," *Journal of Accountancy*, Vol. 103, No. 5, May 1957.
- Wines, G. and C. Ferguson, "An Empirical Investigation of Accounting Methods of Goodwill and Identifiable Assets, 1985-1989," *Abacus*, Vol. 29, No. 1.
- Wyatt, A., Z. Matolcsy, and D. Stokes, "Forum: Measurement of Intangibles, Capitalization of Intangibles-A Review of Current Practice and the Regulatory Framework," *Australian Accounting Review*, Vol. 11, No. 2, 2001.
- Wyatt, A. and M. A. Abernethy., *Accounting for Intangible Assets: A Conceptual Framework for Measurement and Reporting on Intangible Assets*, Intellectual Property Research Institute of Australia, 2003.
- 飯塚雄基「無形資産の本質に関する一考察」『企業会計』第66巻第2号(2014年2月)。
- 飯塚雄基「自己創設無形資産と概念フレームワーク」『福岡大学商学論叢』第64巻第2号(2019年9月)。
- 梅原秀継「企業結合会計における識別可能性ルールの展開—無形資産の認識をめぐって—」『産業経理』第69巻第3号(2009年10月)。
- 白石和孝『知的無形資産会計』新世社, 1997年。
- 白石和孝「第5章 無形資産の評価」(小松章編著『現代の財務経営〈6〉経営分析・企業評価』中央経済社, 2009年, 所収)。